

○運転免許の技能試験官の指定等に関する規程

(昭和 41 年 1 月 17 日公安委員会規程第 1 号)

改正 平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号 平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 9 号
平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号 平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号
平成 14 年 5 月 23 日公安委員会規程第 6 号 平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程を次のように定める。

運転免許の技能試験官の指定等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 24 条第 8 項の規定により、運転免許の技能試験に従事する者(以下「技能試験官」という。)の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定基準)

第 2 条 技能試験官は、次に掲げる要件を備える者のうちから指定するものとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員であること。
- (2) 年令 25 歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する試験に用いられる自動車に係る運転免許(仮免許を除く。)を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験の期間が通算して 3 年以上の者であること。ただし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る免許についての技能試験官にあつては、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転の経験の期間が通算して 3 年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則(昭和 53 年国家公安委員会告示第 3 号)の内容となつている事項、技能試験の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法その他の必要な知識を有する者であること。

(教養)

第 3 条 技能試験官として新たに指定する者(別表において「新規指定者」という。)及び試験官の職から離れていた者で再度試験官として指定する者(別表において「再指定者」という。)に対しては、別表に掲げる区分に応じ教養を行つた後において技能試験に従事させるものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者に教養を行う場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

(証票の交付および返納)

第 4 条 第 2 条の規定により指定した技能試験官に対しては、別記様式の証票を交付するものとする。

2 技能試験官がその職を去つたときは、すみやかに証票を返納しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和 41 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に技能試験官の職にある者は、第 2 条の規定による指定基準に適合した者とみなす。

附 則(平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 9 号)

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 23 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 2 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

区分	項目	指定種別	
		新規指定者	再指定者
一般教養	運転免許制度の教養	2 時間以上	—
	試験官の心構え	2 時間以上	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 時間以上	—
	運転心理	3 時間以上	—
	計	10 時間以上	2 時間以上
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となつている事項	60 時間以上	4 時間以上
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 時間以上	3 時間以上
	自動車の安全な運転に関する知識	50 時間以上	4 時間以上
	試験官として必要な自動車の運転技能	90 時間以上	8 時間以上
	運転免許試験に関する法令の知識	30 時間以上	2 時間以上
	計	250 時間以上	21 時間以上
実務教養	技能試験の実施に関する知識	20 時間以上	3 時間以上

	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 時間以上	15 時間以上
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 時間以上	10 時間以上
	試験実施基準に関する知識	130 時間以上	12 時間以上
	計	420 時間以上	40 時間以上
	合計	680 時間以上	63 時間以上